

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課・振興課・老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の
公布について

計47枚（本紙を除く）

Vol.440

平成27年3月31日

厚生労働省老健局

介護保険計画課・振興課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111

（内線 2164・3937・3949）

FAX：03-3503-2167

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成27年政令第138号。以下「整備政令」という。）」、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成27年厚生労働省令第57号。以下「整備省令」という。）」及び「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（平成27年厚生労働省告示第195号。以下「整備告示」という。）」等が本日公布され、介護保険制度関係は、平成27年4月1日（一部の規定は平成27年8月1日）から施行することとされた。

これらの改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。なお、各改正事項の内容の詳細については、別途通知する予定である。

また、平成27年4月1日施行の改正事項のうち、平成27年度予算成立が前提になるもの（低所得者の保険料軽減強化、地域支援事業費の上限の見直し）については、追って平成27年度予算成立後に政省令を公布する予定である。

記

第1 改正の趣旨

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に

関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正のうち平成 27 年 4 月施行分及び 8 月施行分について、関係法令の規定の整備等を行うこととした。

第 2 整備政令の内容

1 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）の一部改正

- (1) 居宅介護サービス費等の給付割合が 80/100 となる第一号被保険者に係る所得の基準を定めること。（第 22 条の 2 及び第 29 条の 2 関係）
- (2) 自己負担限度額が 44,400 円となる要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る所得の基準を定めること。（第 22 条の 2 の 2 及び第 29 条の 2 の 2 関係）
- (3) 違反した場合に介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業所に係る指定の取消し等の要件となる国民の保健医療又は福祉に関する法律を定めること。（第 35 条の 5 関係）
- (4) 住所地特例対象施設の所在する施設所在市町村が住所地特例適用被保険者に対して行う地域支援事業に要する費用について、保険者市町村による費用の負担方法を定めること。（第 37 条の 16 関係）

2 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 10 年政令第 413 号）の一部改正 介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の 5/100 に相当する交付金の額の算定方法を定めること。（第 1 条の 3 第 2 項関係）

3 施行期日

この政令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行すること。ただし、1 の（1）及び（2）に掲げる事項は、平成 27 年 8 月 1 日から施行すること。（附則第 1 条関係）

4 経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

第 3 整備省令の内容

1 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の一部改正

- (1) 市町村は、要介護被保険者又は居宅要支援被保険者に対して負担割合証を交付するものとする。負担割合証の返還、検認及び更新、再交付申請の手続を定めること。要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が事業者に被保険者証を提示する際には、負担割合証を添えるものとする。（第 28 条の 2 及び第 28 条の 3 関係）
- (2) 要介護認定及び要支援認定に係る更新時の有効期間に関して、現在は一部原則 6 か月、上限 12 か月となっているものを、一律に原則 12 か月、上限を 24 か

月とすること。なお、この改正は介護予防・日常生活支援総合事業が全域実施された市町村から適用されることに留意すること。(第 38 条、第 52 条及び第 55 条並びに整備省令附則第 2 条関係)

- (3) 世帯内に課税所得が 145 万円以上である第一号被保険者がいる場合であっても自己負担限度額を 37,200 円とする収入判定について、その収入の具体的な算定方法を定めるとともに、収入額申請の手続を定めること。(第 83 条の 2 の 2、第 83 条の 2 の 3、第 97 条の 2 及び第 97 条の 2 の 2 関係)
- (4) 特定入所者介護（予防）サービス費の支給要件として、現行の要件に加え、配偶者が市町村民税非課税であること並びに本人及び配偶者の預貯金等の資産の合計額が 2,000 万円（配偶者がいない場合にあつては 1,000 万円）以下であることを定めること。この場合の配偶者については事実婚を含み、配偶者が行方不明となった場合、本人が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合は除くこと。(第 83 条の 5 及び第 97 条の 3 関係)
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施基準、第 1 号事業の基準及び対象者、第 1 号生活支援事業の内容、第 1 号事業支給費の額、第 1 号事業の指定事業者の指定基準、地域包括支援センターに係る情報公表及び委託方針の内容、地域ケア会議の対象者並びに住所地特例適用被保険者に対する市町村間の負担金等に係る規定を定めることその他の地域支援事業に係る規定の整備を行うこと。(第 140 条の 62 の 3 から第 140 条の 72 の 3 まで関係)
- (6) 包括的支援事業の一つに位置づけられた在宅医療・介護連携推進事業について、地域における在宅医療及び介護に関する情報の把握及びその活用、在宅医療・介護連携に関する医療・介護関係者からの相談への対応や医療・介護関係者への研修等を行うことを具体的な事業内容として定めること。(第 140 条の 62 の 8 関係)

2 老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号）の一部改正

- (1) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）の老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業及び老人デイサービスセンターの対象となる第 1 号訪問事業又は第 1 号通所事業について、現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護相当の事業とすること。(第 1 条の 2 及び第 1 条の 3 の 2 関係)
- (2) 生活支援等に関する情報公表内容について、活動主体の名称、所在地、実施日、実施時間、実施する区域、生活支援等の内容、利用料その他の市町村が必要と認める情報とすること。(第 1 条の 8 の 2 関係)

3 施行期日

この省令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行すること。ただし、1 の（1）、（3）及び（4）に掲げる事項は、平成 27 年 8 月 1 日から施行すること。（附則第 1 条関係）

4 経過措置

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

第4 整備告示の内容

医療介護総合確保推進法による介護保険法の一部改正に伴い、関係告示について所要の規定の整備を行うものとし、平成 27 年 4 月 1 日（一部の規定は平成 27 年 8 月 1 日）から施行すること。

政令第三百三十八号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第七十二条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備等（第一条―第二十三条）
第二章 経過措置（第二十四条―第二十六条）

附則

第一章 関係政令の整備等

（医療法施行令の一部改正）

第一条 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第六条の三」の下に、「第七条第五項」を加え、並びに第三十条の十二を「第三十条の十二第一項、第三十条の十三第一項、第三十条の十四第二項、第三十条の十五第一項並びに第三十条の十六第二項」に改め、同条第三項中「第三十条の十二」を「第七条第五項、第三十条の十二第一項、第三十条の十三第一項、第三十条の十四第二項、第三十条の十五第一項及び第三十条の十六第二項」に改める。

（介護保険法施行令の一部改正）

第二条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条の十五」を「第三十七条の十六」に改める。

第一条中「第一百五十五条の四十八」を「第一百五十五条の四十九」に改める。

第三条の見出し及び同条第一項中「及び第八条の第二項」を削る。

第十六条第一号中「が同項に規定する百分の九十」の下に（法第四十九条の二の規定が適用される場合）は、百分の八十。以下この条から第十八条までにおいて同じ。」を加える。

第十七条中「同条第四項」を「法第四十四条第四項」に改める。

第二十二条の二第一項中「第五十条」を「第四十九条の二の規定が適用される場合）は、百分の百、法第五十条第一項」に、「あつては、」を「あつては」に、「同条」を「同項」に、「市町村特例割合」を「第一市町村特例割合」に改め、「得た割合」の下に、「同条第二項の規定が適用される場合）は、百分の百から第二市町村特例割合を控除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合」を加え、同条第二項中「生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）を「被保護者」に、「次項及び第五項」を「次項、第五項から第七項まで」に改め、同項第一号中「第五十条」を「第四十九条の二の規定が適用される場合）は、百分の二十、法第五十条第一項」に、「あつては、」を「あつては」に、「市町村特例割合」を「第一市町村特例割合」に改め、「で除して得た割合」の下に、「同条第二項の規定が適用される場合）は、百分の百から第二市町村特例割合を控除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合」を加え、「第八項」を「第十項」に改め、同項第三号中「第二十九条の第二項、第三項及び第五項」を「第二十九条の二の第二項、第三項及び第五項から第七項まで」に、「第六十条」を「第五十九条の二の規定が適用される場合）は、百分の二十、法第六十条第一項」に、「あつては、」を「あつては」に、「同条」を「同項」に、「第二十九条の第二項」を「第二十九条の二の第二項」に、「市町村特例割合」を「第一市町村特例割合」に、「第二十九条の二」を「法第六十条第二項の規定が適用される場合）は、百分の百から同項に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下この号及び第二十九条の二の第二項において「第二市町村特例割合」という。）を控除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合」を「第二十九

の二の第三項、第四項及び第十項」に改め、同項第四号中「第二十九条の二第三項」を「第二十九

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

九条の二の第三項」に改め、同条中第十一項を第十三項とし、第十項を第十二項とし、第九項を第十一項とし、同条第八項中「第二十九条の二第八項」を「第二十九条の二の第十項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「六月」を「七月」に改め、「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。」及び「地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。」を削り、「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「すべて」を「全て」に、「第二十九条の二第二項」を「第二十九条の二の第二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項第一号中「すべて」を「全て」に、「六月」を「七月」に改め、「昭和二十五年法律第二百二十六号」及び「同法の規定による特別区民税を含むもの」とし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。第二十二條の三第六項第三号二、同条第七項第一号二及び同項第二号二を除き、以下同じ。」を削り、「第七項において」を「第九項において」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に、「第二十九条の二第二項」を「第二十九条の二の第二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいづれかの居宅サービス等のあつた月の属する年の前年（居宅サービス等のあつた月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。以下この項及び次項において同じ。）の所得について、第一号に掲げる額（当該居宅サービス等のあつた月の属する年の前年の十二月三十一日において世帯主であつて、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する十九歳未満の者で同年の合計所得金額が三十八万円以下であるもの（第二号において「控除対象者」という。）を有する者にあつては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額）が百四十五万円以上であるときは、第二項中「三万七千二百円」とあるのは、「四万四千四百円」とする。

一 当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。次条第六項第三号二並びに第七項第一号二及び第二号二並びに第二十九条の二の第五項第一号において同じ。）に係る同法第三百四十四條の二第二項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三條の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第三十三條の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四條第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十三條の四第三十五條第一項、第三十五條の二第一項又は第三十六條の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一條第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五條第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項又は第三十六條の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二條第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五條の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五條の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五條の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五條の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五條の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三條の二の二第十項に規定する条約適用利子の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下同じ。）の合計額から地方税法第三十二條第一項各号及び第二項の属する年の前年の十二月三十一日において十六歳未満の控除対象者の数を三十三万円に乘じて得た額及び同日において十六歳以上の控除対象者の数を十二万円に乘じて得た額の合計額

6 前項の規定は、要介護被保険者の属する世帯に属する全ての第一号被保険者について、厚生労働省令で定めるところにより算定した居宅サービス等のあつた月の属する年の前年の収入の合計額が五百二十万円（当該世帯に属する第一号被保険者が一人である場合にあつては、三百八十三万円）に満たない場合には、適用しない。

第二十二條の二を第二十二條の二とする。

第二十二條の次に次の一条を加える。

（居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等）

第二十二條の二 法第四十九條の二に規定する所得の額は、同条各号に掲げる介護給付に係るサービス（以下「介護給付対象サービス」という。）のあつた日の属する年の前年（当該介護給付対象サービスのあつた日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。第三項において同じ。）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とする。

2 法第四十九條の二の政令で定める額は、百六十万円とする。

3 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 介護給付対象サービスをを受けた第一号被保険者（法第九條第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該介護給付対象サービスのあつた日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五條第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五條第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。第二十九條の二第三項第一号において同じ。）の合計額が三百四十六万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合にあつては、二百八十万円）に満たない場合

二 介護給付対象サービスをを受けた第一号被保険者が当該介護給付対象サービスのあつた日の属する年度（当該介護給付対象サービスのあつた日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八條の規定によって課する所得割を除く。次条第五項第一号、第二十二條の三第六項第三号二並びに第七項第一号二及び第二号二並びに第二十九條の二の第五項第一号を除き、以下同じ。）を課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者である場合

三 介護給付対象サービスをを受けた第一号被保険者が当該介護給付対象サービスのあつた日において生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六條第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）である場合

第二十二條の三第二項第二号及び第三号中「第二十九條の二第二項」を「第二十九條の二の二第二項」に改め、同条第六項第三号二中「同法の規定による特別区民税を含む。次項第一号二及び第二号二において同じ。」及び「同令第七條第一項に規定する「他の所得と区分して計算される所得の金額」をいう。次項において同じ。」を削り、同条第八項中「前条第十項」を「前条第十二項」に改める。

第二十五條第一号中「が同項に規定する百分の九十一」の下に「法第五十九條の二の規定が適用される場合にあつては、百分の八十。以下この条から第二十七條までにおいて同じ。」を加える。

第二十六條中「第八條の二第十三項」を「第八條の二第十一項」に、「同条第四項」を「法第五十六條第四項」に改める。

二 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該介護給付対象サービスのあった日の属する年度(当該介護給付対象サービスのあった日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。次条第五項第一号、第二十二条の三第六項第三号二並びに第七項第一号二及び第二号二を除き、以下同じ。)を課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者である場合

三 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該介護給付対象サービスのあった日において生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)である場合

第二十二条の三第六項第三号二中「同法の規定による特別区民税を含む。次項第一号二及び第二号二において同じ。」及び「同令第七條第一項に規定する「他の所得」と区分して計算される所得の金額」をいう。次項において同じ。」を削り、同条第八項中「前条第十項」を「前条第十二項」に改める。

第三十三条中「法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。」を削り、「法第六十九條第一項」を「(同項)」に改める。

第三十五条の二第十六号中「昭和五十七年法律第八十号」を削る。

(生活保護法施行令の一部改正)

第五條 生活保護法施行令(昭和二十五年政令第百四十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「第八條の二第四項」を「第八條の二第三項」に改める。

第六條の見出しを削り、同條の前に見出しとして「介護扶助に関する読替え」を付し、同條の表を次のように改める。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十九條の二第二項	病院若しくは診療所又は薬局	介護機関(法第三十四條の二第二項に規定する介護予防・日常生活支援事業者を除く。以下この条において同じ。)
第四十九條の二第二項第四号及び第七号	病院若しくは診療所又は薬局	介護機関
第四十九條の二第二項第八号	医療	介護
第四十九條の二第二項第九号及び第三項	病院若しくは診療所又は薬局	介護機関
第四十九條の二第三項第一号	医療	介護
第四十九條の二第三項第二号	医療扶助	介護扶助
第四十九條の二第三項第三号	医療を	介護を
第五十條	の医療	の介護
第五十一條第二項第一号	第四十九條の二第二項第一号から第三号まで	第四十九條の二第二項第二号又は第三号
第五十一條第二項第四号	診療報酬	介護の報酬

第六條の次に次の一條を加える。

第六條の二 法第五十四條の二第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第五十一條第二項第五号	診療録、帳簿書類	帳簿書類
第五十一條第二項第九号及び第十号	医療に	介護に
第五十二條第一項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
第五十二條第二項	国民健康保険	介護保険
第五十三條第一項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
第五十三條第二項	診療内容及び診療報酬	介護サービスの内容及び介護の報酬
第五十三條第三項から第五項まで	診療報酬の額	介護の報酬の額
第五十三條第三項から第五項まで	診療報酬の	介護の報酬の
第五十四條第一項	医療扶助	介護扶助
	開設者若しくは管理者、医師、薬剤師	開設者
	診療録、帳簿書類	帳簿書類

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十九條の二第二項及び第三項	病院若しくは診療所又は薬局	介護機関(法第三十四條の二第二項に規定する介護予防・日常生活支援事業者に限る。)
第四十九條の二第三項第一号	医療	支援
第四十九條の二第三項第二号	医療扶助	介護扶助
第五十條	医療を	支援を
第五十一條第二項第四号	の医療	の支援
第五十一條第二項第五号	診療報酬	介護の報酬
第五十一條第二項第五号	診療録、帳簿書類	帳簿書類
第五十一條第二項第九号	医療に	支援に
第五十二條第一項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
第五十二條第二項	国民健康保険	介護保険
第五十三條第一項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
	診療内容	介護サービスの内容及び介護の報酬
	診療報酬	介護の報酬

第九條 国有財産特別措置法施行令(昭和二十七年政令第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項第一号中「介護予防通所介護若しくは」を削り、同項第二号中「又は介護予防通所介護」を削り、「対する介護予防」の下に「又は介護保険法第十五条の四十五第一項第一号口に規定する第一号通所事業であつて老人福祉法第二十条の二に規定する厚生労働省令で定めるものによる支援に相当する支援に係る介護扶助に係る者に対する介護予防・日常生活支援」を加える。

第十條 診療放射線技師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「第二十四条の二」を「第二十四条の二第一号」に改める。

第十一條 次に掲げる政令の規定中「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める。

一 社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第八十五号)第十三条第二号

二 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令(平成十三年政令第二百五十号)第一条第二号(国民健康保険法施行令の一部改正)

第十二條 国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の四の二第二項第六号中「第二十二條の二第二項」を「第二十二條の二の二第二項」に改め、同項第七号中「第二十二條の二第二項」を「第二十二條の二の二第二項」に、「第二十九條の二第二項」を「第二十九條の二の二第二項」に改める。

第二十九條の十一の表第四百一条第一項の項中「第十三條第一項」を「住所特例適用被保険者」に改め、「第二百六條の二第一項」の下に「又は第二項の規定の適用を受ける被保険者」を加える。

(戦傷病者特別援護法施行令及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令の一部改正)

第十三條 次に掲げる政令の規定中「第八條の二第四項」を「第八條の二第三項」に改める。

一 戦傷病者特別援護法施行令(昭和三十八年政令第三百五十八号)第八條の二第二号

二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令(平成十六年政令第三百十号)第一条第二号

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部改正)

第十四條 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「第八條の二第三項」を「第八條の二第二項」に改める。

(歯科衛生士法施行令の一部改正)

第十五條 歯科衛生士法施行令(平成三年政令第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削る。

附則第三項中「附則第四項」を「附則第三項」に改め、同項を附則第二項とする。

附則第四項中「附則第三項」を「附則第二項」に改め、同項を附則第三項とする。

附則第五項中「附則第四項」とし、附則第六項を附則第五項とする。

附則第七項中「附則第七項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第六項とする。

(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正)

第十六條 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成七年政令第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「第八條の二第四項」を「第八條の二第三項」に改める。

第十四条中「介護給付費審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に改める。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部改正)

第十七條 次に掲げる政令の規定中「介護給付費審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に改める。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年政令第四百二十号)

二 石綿による健康被害の救済に関する法律施行令(平成十八年政令第三十七号)第四条

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第十八條 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

第三百十六号の次に次の一号を加える。

三百十六の二 看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正)

第十九條 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令(平成十七年政令第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第一百五條の四十五第一項各号」を「第一百五條の四十五第一項第一号二若しくは第二号、第二項第一号から第三号まで」に改め、「掲げる事業」の下に「同条第一項第一号二に掲げる事業にあつては、同法第五十三條第一項に規定する居宅要支援被保険者に係るものを除く。」を加える。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正)

第二十條 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表以外の部分中「給付」の下に「又は事業」を加え、同表に次のように加える。

第三十六條第二号中「第八條の二第四項」を「第八條の二第三項」に改める。

第四十三條中「介護給付費審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に改める。

第四十三條の五第一項第三号中「第五十條又は第六十條」を「第四十九條の二又は第五十九條の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第五十條第一項又は第六十條第一項」に、「あつては」を「あつては」に改め、「得た割合」の下に、「同法第五十條第二項又は第六十條第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合」を加える。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正)

第二十一條 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)の一部を次のように改正する。

第十六條の二第一項中「介護合算按分率」を「介護合算按分率」に、「被保険者介護合算按分率」を「被保険者介護合算按分率」に改め、同項第五号中「第二十二條の二第二項」を「第二十二條の二の二第二項」に、「第二十九條の二第二項」を「第二十九條の二の二第二項」に改める。

第二十一條の表第四百一条第一項の項中「第十三條第一項」を「住所特例適用被保険者」に改め、「第五十五條第一項」の下に「又は第二項の規定の適用を受ける被保険者」を加える。

(難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部改正)

第二十二條 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百五十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「第八條の二第四項」を「第八條の二第三項」に改める。

第八条中「介護給付費審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に改める。

(厚生労働省組織令の一部改正)

第二十三條 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第二号中「指定居宅サービス事業者(訪問看護に係る指定を受けている者に限る。)、指定介護予防サービス事業者(介護予防訪問看護に係る指定を受けている者に限る。)」を「同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者」に改める。

第三十六條第二号中「第八條の二第四項」を「第八條の二第三項」に改める。

第四十三條中「介護給付費審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に改める。

第四十三條の五第一項第三号中「第五十條又は第六十條」を「第四十九條の二又は第五十九條の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第五十條第一項又は第六十條第一項」に、「あつては」を「あつては」に改め、「得た割合」の下に、「同法第五十條第二項又は第六十條第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合」を加える。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正)

第二十一條 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)の一部を次のように改正する。

第十六條の二第一項中「介護合算按分率」を「介護合算按分率」に、「被保険者介護合算按分率」を「被保険者介護合算按分率」に改め、同項第五号中「第二十二條の二第二項」を「第二十二條の二の二第二項」に、「第二十九條の二第二項」を「第二十九條の二の二第二項」に改める。

第二十一條の表第四百一条第一項の項中「第十三條第一項」を「住所特例適用被保険者」に改め、「第五十五條第一項」の下に「又は第二項の規定の適用を受ける被保険者」を加える。

(難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部改正)

第二十二條 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百五十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「第八條の二第四項」を「第八條の二第三項」に改める。

第八条中「介護給付費審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に改める。

(厚生労働省組織令の一部改正)

第二十三條 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第二号中「指定居宅サービス事業者(訪問看護に係る指定を受けている者に限る。)、指定介護予防サービス事業者(介護予防訪問看護に係る指定を受けている者に限る。)」を「同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者」に改める。

利用することができる事業

第二章 経過措置

(老人福祉法及び国有財産特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(以下「医療介護総合確保推進法」という。附則第十一条の厚生労働省令で定める者に対する第三号新介護保険法(医療介護総合確保推進法附則第九条に規定する第三号新介護保険法をいう。以下同じ)の規定による保険給付については、医療介護総合確保推進法附則第十一条の厚生労働省令で定める日までの間は、医療介護総合確保推進法第十六条の規定による改正後の老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号。次項において「新老人福祉法」という。第五条の第二項及び第三項、第十条の四第一項第一号及び第二号、第二十条の二の二、第二十条の八第四項並びに第二十一条の二の規定並びに医療介護総合確保推進法附則第五十条の規定による改正後の国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第百十九号。次項において「新国有財産特別措置法」という。第二条第二項第四号口の規定は適用せず。医療介護総合確保推進法第十六条の規定による改正前の老人福祉法(次項において「旧老人福祉法」という。第五条の第二項及び第三項、第十条の四第一項第一号及び第二号、第二十条の二の二、第二十条の八第四項並びに第二十一条の二の規定並びに医療介護総合確保推進法附則第五十条の規定による改正前の国有財産特別措置法(次項において「旧国有財産特別措置法」という。第二条第二項第四号口の規定は、なおその効力を有する。))の規定は、なおその効力を有する。

2 医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の場合にあつては、医療介護総合確保推進法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。以後医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項に規定する特定市町村(以下「特定市町村」という)の同項の条項で定める日までの間は、当該特定市町村が行う介護保険の被保険者(当該特定市町村の区域内に所在する第三号新介護保険法第十三条第一項に規定する住所地特例対象施設に入所し、又は入居する他の市町村(特別区を含む。第二十六条第四項において同じ)が行う介護保険の同条第三項に規定する住所地特例適用被保険者を含む)に対する第三号新介護保険法の規定による保険給付については、新老人福祉法第五条の第二項及び第三項、第十条の四第一項第一号及び第二号、第二十条の二の二、第二十条の八第四項並びに新国有財産特別措置法第二条第二項第四号口の規定は適用せず、旧老人福祉法第五条の第二項及び第三項、第十条の四第一項第一号及び第二号、第二十条の二の二、第二十条の八第四項並びに第二十一条の二の規定並びに旧国有財産特別措置法第二条第二項第四号口の規定は、なおその効力を有する。

(介護保険法の一部改正に伴う調整交付金等に係る経過措置)
第二十五条 平成二十七年年度から平成二十九年度までの各年度においては、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第一条の二第四項及び第五項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四項	
総額から	
合計額	
前項	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成二十七年政令第百三十八号)第二十五条の規定により読み替えられた前項
普通調整交付金	普通調整交付金及び法第百二十二条の二第二項の規定により交付する額

(医療介護総合確保推進法附則第十一条の厚生労働省令で定める者に対する第三号新介護保険法の規定による保険給付等に関する経過措置)
第二十六条 医療介護総合確保推進法附則第十一条の厚生労働省令で定める者に対する第三号新介護保険法の規定による保険給付については、同条の厚生労働省令で定める日までの間は、第二条の規定(附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の介護保険法施行令(以下「新介護保険法施行令」という。第三条の規定、第六条の規定による改正後の老人福祉法施行令(第四項において「新老人福祉法施行令」という。第一条第二号及び第三号、第二条第二号及び第三号並びに第五条第一項及び第二項の規定並びに第九条の規定による改正後の国有財産特別措置法施行令(第四項において「新国有財産特別措置法施行令」という。第二条第五項の規定は適用せず。第二条の規定(附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。)による改正前の介護保険法施行令(第四項及び附則第四条において「旧介護保険法施行令」という。第三条の規定、第六条の規定による改正前の老人福祉法施行令(第四項において「旧老人福祉法施行令」という。第一条第二号及び第三号、第二条第二号及び第三号並びに第五条第一項及び第二項の規定並びに第九条の規定による改正前の国有財産特別措置法施行令(第四項において「旧国有財産特別措置法施行令」という。第二条第五項の規定は、なおその効力を有する。))の規定は、なおその効力を有する。

2 医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の場合にあつては、第三号施行日以後特定市町村の同項の条項で定める日までの間は、当該特定市町村が行う第三号新介護保険法の規定による地域支援事業(以下「新地域支援事業」という。))については、第三条の規定による改正後の介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第一条の三、第二条第三項、第三条第三項及び第五条の二の規定は適用せず、第三条第三項及び第五条の二の規定は、なおその効力を有する。

3 医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の場合にあつては、第三号施行日以後特定市町村の同項の条項で定める日までの間は、当該特定市町村が行う新地域支援事業(同項の規定によりなおその効力を有するものとされた第三号旧介護保険法(医療介護総合確保推進法附則第九条に規定する第三号旧介護保険法をいう。附則第三条において同じ。第百十五号の四十五第一項第一号及び第二号に掲げる事業に限る。))については、第十九条の規定による改正後の地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令第二条第四号(第三号新介護保険法第百十五号の四十五第一項第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

4 医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の場合にあつては、第三号施行日以後特定市町村の同項の条項で定める日までの間は、当該特定市町村が行う介護保険の被保険者(当該特定市町村の区域内に所在する第三号新介護保険法第十三条第一項に規定する住所地特例対象施設に入所し、又は入居する他の市町村が行う介護保険の同条第三項に規定する住所地特例適用被保険者を含む)に対する第三号新介護保険法の規定による保険給付については、新介護保険法施行令第三条の規定、新老人福祉法施行令第一条第二号及び第三号、第二条第二号及び第三号並びに第五条第一項及び第二項の規定並びに新国有財産特別措置法施行令第二条第五項の規定は適用せず、旧老人福祉法施行令第三条の規定、旧老人福祉法施行令第一条第二号及び第三号、第二条第二号及び第三号並びに第五条第一項及び第二項の規定並びに旧国有財産特別措置法施行令第二条第五項の規定は、なおその効力を有する。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条中介護保険法施行令第十六条第一号の改正規定、同令第二十二條の二の改正規定(同条第五項第一号の改正規定(六月一を「七月」に改める部分に限る。))及び同条第七項の改正規定(六月一を「七月」に改める部分に限る。を除く。)、同条を同令第二十二條の二とする改正規定、

